

駐車監視員活動ガイドライン

【世田谷 警察署】

趣旨

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています（反則告知をしたり、金銭の徴収をしたりすることはありません。）。
本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施します。

留意事項

駐車監視員が行う放置車両確認事務は、以下に示す「駐車監視員活動ガイドライン」の範囲内となりますが、当該ガイドラインの範囲外であっても、次の事情に該当する場合は、委託警察署長の指示に従い確認事務を行うことができます。

- (1) 活動場所に赴く途中等において、悪質性、危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合
- (2) 110番等による突発的な駐車苦情に対する措置依頼を受けた場合
- (3) 臨時的な祭礼・催物等により、駐車実態の悪化が予想される場合
- (4) その他、特に委託警察署長が指示する場合

参考事項

警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び時間帯以外においても、必要に応じた取締り活動を行います。

重点路線

◎ 最重点路線

No	路線名	通称道路名	区 間		重点時間帯	備 考
1	国道246号	玉川通り	池尻2-31先	駒沢1-20先駒沢交差点	7-22	バス運行時間帯は特に重点的に運用
2	環状八号線	環八通り	桜丘4-23先から桜丘4-28先の間 砧1-17先から砧1-31先の間		7-22	
3	主要地方道3号	世田谷通り	太子堂4-23先三軒茶屋交差点	桜丘4-28先三本杉陸橋交差点	7-22	バス運行時間帯は特に重点的に運用

◎ 重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← → 間		重点時間帯	備 考
1	環状七号線	環七通り	若林2-38先	下馬6-1先	7-22	
2	都道421号	駒沢通り	下馬6-15先	野沢3-1	7-22	
3	区道	茶沢通り	太子堂4-23先	太子堂5-30先	7-22	
4	都道420号	三宿通り	三宿2-14先	下馬5-28先	9-19	パーキングメーター設置路線 日曜・休日、1月1日から3日を除く
5	区道	世田谷観音通り (旧 明葉通り)	三軒茶屋1-21先	下馬3-38先	7-22	
6	都道鮫洲大山線	三宿池尻通り	三宿1-8先	池尻3-21先	7-22	

重点地域

◎ 最重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	最重点路線(玉川通り、世田谷通り、環八通り)周辺	7-22	
2	東急線三軒茶屋駅周辺	7-22	
3	東急線駒澤大学駅周辺	7-22	

◎ 重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	重点路線(環七通り、三宿通り)周辺	7-22	
2	世田谷区役所を含む世田谷4丁目、若林4丁目及び周辺	8-17	
3	栄通り商店街を含む太子堂1丁目、三軒茶屋1丁目、下馬2丁目及び周辺	9-18	
4	世田谷線上町駅周辺	7-22	
5	弦巻、上馬4・5丁目及び駒沢2丁目地区	9-20	
6	下馬及び野沢2・3丁目地区	9-20	

世田谷警察署 駐車監視員活動ガイドライン



凡例

- 警察署境界線
- 最重点路線
- 重点路線
- 最重点地域
- 重点地域

※ 重点(最重点)地域では駐車実態に対応した放置車両確認事務を行うこととなりますので、これに指定する「周辺」の範囲は、当該地図に明示するものと異なる場合があります。

Copyright(C)ZENRIN CO.LTD.(Z19LC第285号)
この地図の全部又は一部を複製することを禁じます。